

令和6年度前橋市こどもの大学等受験料支援補助金交付要項

令和6年12月16日から適用

取扱担当課

前橋市役所こども未来部こども支援課（前橋市保健センター2階）

電話 027-220-5701（直通）

電子メールアドレス kodomo@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	経済的課題を抱えるひとり親家庭や子育て世帯に対して、大学等を受験する際の受験料を補助することにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とします。
用語の定義	- 大学等 大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）をいう。 - 高校3年生等の受験生 令和6年度中に大学等の入学試験を受験する者であって平成17年4月2日以降に生まれた者 - 保護者等 高校3年生等の受験生の生計を維持する父若しくは母、又は父母に代わって生計を維持する者であって高校3年生等の受験生と同一世帯（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で申請者と生計を同じくする者を含む。）の者 - 暴力団等に関与していない者 次のいずれにも該当しない者 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） - 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。） - 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者 - 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

		(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
交付申請の 手続等	補助対象 者	交付申請日において本市に住民登録がある保護者等で次の 1 及び 2 の要件に該当する者としします。 なお、やむを得ない事情があると市長が認めた場合には、高校 3 年生等の受験生本人による申請も可能とします。 1 申請者が次の区分のいずれかに該当すること (1) 区分 1：児童扶養手当受給者（一部支給停止を含む） (2) 区分 2：世帯員全員が令和 6 年度市町村民税非課税者（令和 6 年 1 月 1 日時点で日本国に住所を有していない者は対象外とします。） (3) 区分 3：生活保護受給者 (4) 区分 4：ひとり親家庭の親又は養育者家庭の養育者であって令和 6 年度所得が児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者 この場合における所得の計算は、児童扶養手当法施行令第 6 条の 7 の規定は適用しない。 2 申請者及び高校 3 年生等の受験生が暴力団等に関与していない者であること
	交付の対 象となる 事業及び 経費	1 交付の対象となる事業 補助対象者が養育している高校 3 年生等の受験生が大学等を受験する際の受験料（大学入学共通テストを含む。）で令和 6 年 4 月 1 日から交付申請日までに支払ったものです。ただし、振込手数料及び事務経費等は除きます。
	交付金額	対象経費の全額とし、その額が 5 万 3 千円を超える場合は 5 万 3 千円を上限とし、予算の範囲内で交付します。
	交付条件	1 この補助金は令和 6 年度において交付の対象となる高校 3 年生等の受験生 1 人につき 1 回とします。 2 交付の対象となる受験料について他の自治体等から補助を受ける（見込みを含む）場合には本補助金は利用できないものとします。 3 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 4 補助対象者は、補助事業に係る支出を明らかにした書類等を常備し、交付後 5 年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 5 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成 10 年前橋市規則第 34 号）、この要項及び交付決定兼確定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
	交付申請 の方法、 時期等	1 申請期限 令和 7 年 3 月 14 日（金）まで ただし、上記申請期限から令和 7 年 3 月 31 日までの間に受験料を支払う予定のある者で、その受験料を含めて本補助金の申請を行う予定の者については令和 7 年 3 月 31 日まで 2 提出書類 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第 1 号）に次の書類を添付

	し、補助対象者本人が申請してください。ただし、補助金の交付額が予算額に達し次第、今年度の受付を終了します。 (1) 補助対象者 1 の該当する区分を確認することができる書類の写し。 ただし、本人からの同意に基づき前橋市が公簿等でその事実を確認することができる場合には省略可能とします。 区分 1 : 児童扶養手当受給者証 区分 2 : 世帯員全員の課税（非課税）証明書 区分 3 : 生活保護受給者証 区分 4 : 申請者の課税（非課税）証明書 (2) 補助対象経費の支払いを証明する書類で次の記載のあるもの。 なお、複数の書類をもって証明することも可能とします。 (ア) 受験校名 (イ) 受験料の額 (ウ) 受験者名（又は支払者名） (エ) 領収日 ただし、大学入学共通テストの受験に関しては大学入学共通テスト振替払込請求書兼受領書で代用可能とします。 (3) 申請者と高校 3 年生等の受験生の関係を証明する書類 次に該当する場合のみ提出してください。 (ア) 申請者が父母で高校 3 年生等の受験生と別居しており、かつその子を対象とした児童扶養手当を受給していない場合及び補助対象者 1 の区分のうち区分 4 の要件で申請をする場合 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） (イ) 申請者が養育者（祖父母等）で高校三年生等の受験生を対象とした児童扶養手当を受給していない場合 養育状況に至った理由及び父母の状況を記載した書類 (4) その他市長が必要と認める書類
交付決定の時期等	1 申請した日の属する月の翌月（申請した日の属する日が 3 月である場合は、その月）末日までに交付の可否を決定します。 2 交付決定した場合は、交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）により通知します。 3 不交付決定した場合は、不交付決定通知書（様式第 4 号）により通知します。
請求の方法、支払時期等	1 補助金交付請求書（様式第 3 号）により請求してください。 2 交付決定後、補助金交付請求書が提出された日から起算して 30 日以内に補助金を支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他の不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額

		に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額	
様式	申請書等の様式	1	交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号）
		2	交付決定兼確定通知書（様式第2号）
		3	補助金交付請求書（様式第3号）
		4	不交付決定通知書（様式第4号）